

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2019年3月13日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所 管理部長 藤田 浩

1. 件名

むつ小川原港海洋観測灯浮標等保守点検業務(単価契約)

2. 契約方式

一般競争入札

3. 入札参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 該当年度の全省庁統一資格において、資格を有すると認められている者であること。
資格を有しない者にあつては、入札の日時までに資格審査結果通知書(写)を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。
- (3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

4. 仕様

別添「仕様書」のとおり。

5. 入札申込書等について

- (1) 入札に参加しようとする者の義務
入札に参加しようとする者は、入札申込書(別紙様式)を提出しなければならない。
- (2) 入札申込書の提出期限
2019年3月27日(水) 17:00
- (3) 提出場所及び問合せ先
〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号
公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所管理部 黒田 幸子
電話0175-22-9111 FAX0175-22-9112
- (4) 提出方法
郵便(書留郵便に限る。)

6. 入札説明書

入札説明書は、入札申込書受領後電送する。

7. 入札及び開札

- (1) 日時
2019年4月5日(金) 10:00～
- (2) 場所
公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所会議室
- (3) 入札保証金
免除する。

8. その他

詳細は、「入札説明書」による。

入札申込書

2019年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団
会 長 山 形 俊 男 殿

私は、本入札参加要領の参加資格要件等をすべて満たしており、「むつ小川原港海洋観測灯浮標等保守点検業務」に係る入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

1. 入札件名

むつ小川原港海洋観測灯浮標等保守点検業務

2. 申 込 人

住 所 〒 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(登録済みの印)

3. 担当者及び連絡先

(1) 担当者

(2) TEL

(3) FAX

むつ小川原港海洋観測灯浮標等保守点検業務仕様書

第一章 業務概要

1.1 件名

むつ小川原港海洋観測灯浮標等保守点検業務（単価契約）

1.2 契約範囲

- 1) むつ小川原港海洋観測灯浮標等の保守点検に係わる作業
- 2) 提出書類等の作成

1.3 対象灯浮標

- 1) むつ小川原港海洋観測 A 灯浮標^{※1}（航路標識番号 1608.8）
※1：公益財団法人日本海洋科学振興財団における名称は「北側係留式ブイ」
- 2) むつ小川原港海洋観測 B 灯浮標^{※2}（航路標識番号 1608.81）
※2：公益財団法人日本海洋科学振興財団における名称は「南側係留式ブイ」

1.4 履行場所

青森県上北郡六ヶ所村 むつ小川原港港域内に設置されたむつ小川原港海洋観測 A 灯浮標及びむつ小川原港海洋観測 B 灯浮標 他（2.3 灯浮標の設置位置及び 2.8 支給品及び貸与品の受取り及び返却 等 参照）

1.5 履行期間

契約日から 2020 年 3 月 31 日まで（2.4 保守点検作業内容等 参照）

1.6 概要

本業務は、公益財団法人日本海洋科学振興財団が管理する 2 基の海洋観測灯浮標並びにそれらに搭載されている機器等の運用を確実にを行うことを目的として、保守点検業務を行うものである。

1.7 担当部署

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所
所在地：青森県むつ市港町 4 番 24 号
電 話：0175-22-9111

第二章 保守点検業務仕様

2.1 適用

本仕様書は、公益財団法人日本海洋科学振興財団（以下「財団」という。）が管理するむつ小川原港海洋観測 A 灯浮標（以後「A 灯浮標」と称す）及びむつ小川原港海洋観測 B 灯浮標（以後「B 灯浮標」と称す）並びにそれらに搭載された観測機器等の運用を確実に実施するために必要となる保守点検業務に関して必要な事項を定めるものである。

以後、両灯浮標の総称を「灯浮標」とし、灯浮標に搭載された観測機器等の総称を「搭載機器」とする。

2.2 灯浮標及び搭載機器等

灯浮標の寸法等は、別紙-1 参照。搭載機器は、別紙-2 及び別紙-3 を参照。

2.3 灯浮標の設置位置

A 灯浮標

北緯 40 度 58 分 08 秒 東経 141 度 24 分 54 秒

B 灯浮標

北緯 40 度 57 分 26 秒 東経 141 度 25 分 03 秒

2.4 保守点検作業内容等

- 1) 受注者は、別紙-4 に示す保守点検要領に従って、「通常保守点検」、「詳細保守点検」及び「A 灯浮標係留索交換に係わる保守点検」に区分した保守点検作業を行うこと。
- 2) 履行期間内に実施する各保守点検作業の回数は、以下とする。各点検の実施日は、財団と受注者が協議の上、決定する。なお、早急な対処が必要な事案（事故及び重大な故障等）に対しては、下記以外に緊急的な保守点検を要請する場合がある。その場合の点検員の構成については、受注者と財団が協議の上、決定する（財団職員は同行）。また、保守点検作業実施日（現地集合後）に天候の急変などによって作業中止とした場合、その後の対応等に関しては、受注者と協議の上、決定する。

- ・ 通常保守点検：原則として 10 回
- ・ 詳細保守点検：原則として 2 回
- ・ A 灯浮標係留索交換に係わる保守点検：原則として 2 回

2.5 保守点検作業実施時間

保守点検作業は、原則として、日出から日没までの間に実施することとし、夜間作業は行わない。

2.6 打合せ

受注者は、原則として、保守点検作業の前日までに財団と事前打合せ（実施日時及び作業内容等）を行うこと。

2.7 支給品及び貸与品

- 1) 保守点検作業に必要な消耗品等は、財団が支給する（別紙-5 参照）。
- 2) 支給された消耗品等を保守点検作業に関する用途以外で損失した場合は、受注者の負担において現物賠償するものとする。
- 3) 保守点検作業に必要な機材等は、財団が貸与する（別紙-5 参照）。
- 4) 貸与された機材等を損失または損傷した場合は、受注者の負担において現物賠償するものとする。

2.8 支給品及び貸与品の受取り及び返却

受注者は、保守点検作業の前日までに、作業に必要な資機材等（支給品及び貸与品）を財団から受け取ること。また、保守点検作業実施後、速やかに資機材等（海水試料を含む）を返却すること。受取り及び返却場所は、公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 試験研究棟（青森県むつ市港町38-1）を原則とする。

2.9 諸届

受注者は、業務に必要な官公署への届出（所轄の海上保安部への作業許可申請等）を遅滞なく行わなければならない。

2.10 業務従事者

- 1) 受注者は、本業務の履行に必要な技術知識、経験を有する者を点検技術者及び作業員にあてること。以後、総称して「点検員」という。
- 2) 点検技術者とは、現場における保守点検作業の責任者であって、作業員に作業の指示及び指導等を行う者をいう。
点検技術者は、航路標識機器及びその関連機器等に関して、製造、設置、調整又は保守業務に従事した経験を有する者であること。
- 3) 作業員とは、点検技術者の指揮のもと保守点検作業に従事する者をいう。
作業員は、海上作業に従事した経験を有する者であること。
- 4) 灯浮標の保守点検作業の実施にあたっては、点検技術者 1 名、作業員 3 名以上をもって行うこと。

2.11 保守点検作業実施にあたっての注意事項等

- 1) 保守点検作業の実施にあたっては、灯浮標の運用を休止（灯火機能の停止及び頭標の撤去等）させてはならない。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2) 搭載機器に関する作業は（昇降及び清掃等）、機器が損傷または損失しないよう留意すること。また、損傷または損失した場合は、遅滞なく財団に報告し、対処について指示を受けること。
- 3) 受注者は、保守点検作業に関して財団職員の同行が必要である場合、保守点検作業に当該職員を同行させること。
- 4) 点検員は、保守点検作業時、灯浮標の状態を把握し、記録すること。
- 5) 点検技術者は、保守点検作業終了時、財団に連絡すること。
- 6) 点検員は、天候または災害によって業務の遂行が困難と思われる場合、財団に報告し、指示を受けること。ただし、緊急に対処が必要な場合は、この限りではない。
- 7) 点検員は、保守点検作業中において、施設等に異常状態が発生し、または発生が予想される場合は、速やかに財団に報告し、指示を受けること。緊急に対処が必要な場合は、この限りではない。

2.12 安全管理

- 1) 現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において行うこと。
- 2) 作業計画に際しては、綿密かつ無理のない工程や安全対策の準備を行い、安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図ること。
- 3) 点検員は、保守点検作業を履行するにあたり、常に安全管理に心掛け、感電、落水及び酸欠等の事故に十分注意し、保安防具等を必ず着用すること。
- 4) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を財団に報告すること。

2.13 適用法規・規格基準

本業務の履行にあたっては、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- 1) 労働安全衛生法
- 2) 海上衝突予防法
- 3) 港則法
- 4) 航路標識法
- 5) 電波法
- 6) その他の関係法令

2.14 提出書類

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1) 点検員名簿 | 1 部 (契約後、速やかに) |
| 2) 業務計画書 | 1 部 (契約後、速やかに) |
| ・ 工程表 | |
| ・ 履行体制 (点検組織、連絡体制、使用船舶等) | |
| ・ 安全管理 | |
| ・ その他、必要な事項 | |
| 3) 作業許可証 (写し) | 1 部 (許可後、速やかに) |
| 4) 保守点検記録表 | 1 部 (作業終了後 (毎回)) |
| 5) 保守点検記録写真 | 1 部 (作業終了後 (毎回)) |

2.15 検収

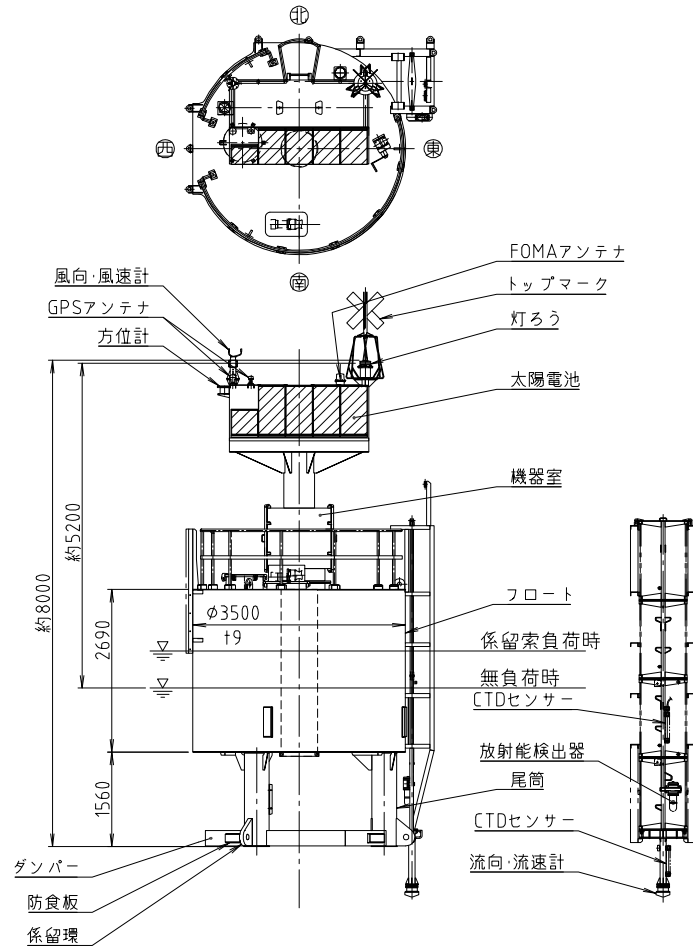
それぞれの保守点検作業終了後 (1 回毎)、財団に対して終了の報告を行い、それに基づいて財団むつ海洋研究所内にて灯浮標から送信される観測データ等が正常であることの確認及び仕様書に定める書類 (2.14 提出書類 4) 及び 5)) の提出をもって検収とする。

ただし、緊急的に保守点検を実施した場合 (2.4 保守点検作業内容等 参照)、財団が指示した緊急対応の履行の確認をもって検収とする。

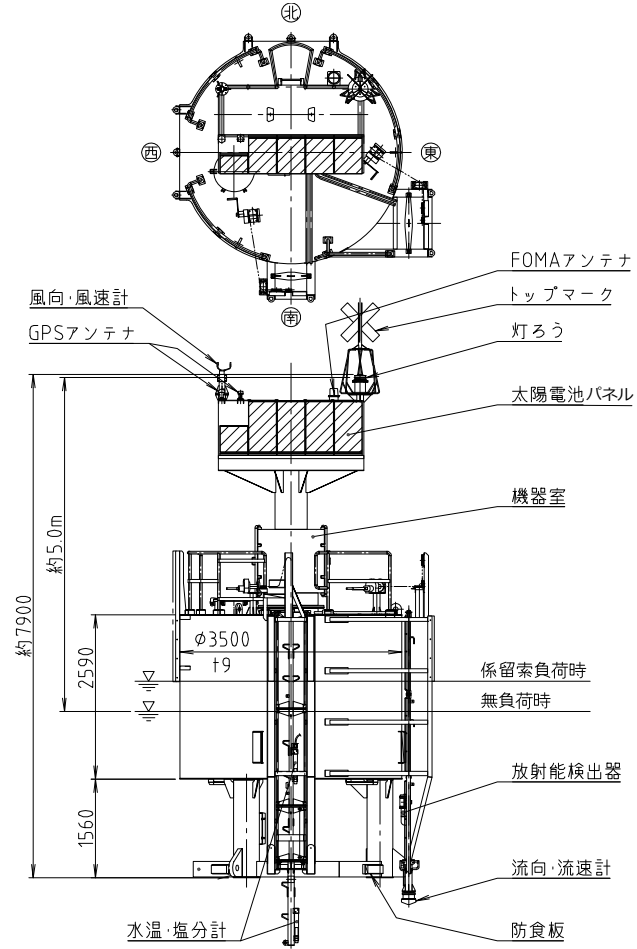
2.16 疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

別紙-1 むつ小川原港海洋観測灯浮標 浮体構造及び搭載機器設置位置



<むつ小川原港海洋観測 A 灯浮標>



<むつ小川原港海洋観測 B 灯浮標>

別紙-2 搭載機器（保守点検対象機器）

	A 灯浮標	B 灯浮標
喫水下	<ul style="list-style-type: none"> ・流向流速計 ・水温塩分計×2 台 (水深 4.0m×1 台、水深 20.0m×1 台※) ・NaI 放射線検出器 	<ul style="list-style-type: none"> ・流向流速計 ・水温塩分計×2 台 (水深 1.5m×1 台、水深 4.0m×1 台) ・NaI 放射線検出器
喫水上	<ul style="list-style-type: none"> ・風向風速計 ・GPS（アンテナ含む） ・通信機器（アンテナ含む） ・データロガー ・充電制御器 ・灯火監視装置 ・鉛蓄電池 ・太陽電池パネル ・灯火 ・頭標 ・水中センサ昇降用ウインチ×2 台 (電動式×1 台、手動式×1 台) ・水温塩分計吊下げ索及びその関連機材（滑車等） ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向風速計 ・GPS（アンテナ含む） ・通信機器（アンテナ含む） ・データロガー ・充電制御器 ・灯火監視装置 ・鉛蓄電池 ・太陽電池パネル ・灯火 ・頭標 ・水中センサ昇降用ウインチ×2 台 (手動式×2 台) ・その他

※浮体からセンサ用係留索にて吊り下げ

別紙-3 むつ小川原港海洋観測灯浮標に搭載された観測機器（水中）の寸法及び重量等

●水温塩分計

①寸法・重量

526.5 mm(W)×139.7 mm(H)×67.3 mm(D)

約 4.0kg

②灯浮標甲板上への揚収法

<A 灯浮標>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

・電動キャプスタンによる巻上げ（水深約 20.0 m に設置）×1 台

<B 灯浮標>

・手動ウィンチによる巻上げ×2 台

●流向流速計

①寸法・重量

φ228.0 mm×201.5 mm(H)

約 13.0kg

②灯浮標甲板上への揚収法

<A 灯浮標>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

<B 灯浮標>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

●NaI 放射線検出器

①寸法・重量

φ168.0 mm×480.0 mm(H)

約 7.5kg

②灯浮標甲板上への揚収法

<A 灯浮標>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

<B 灯浮標>

・手動ウィンチによる巻上げ×1 台

別紙-4 保守点検要領 (1)

作業区分：「通常」通常保守点検、「詳細」詳細保守点検、「交換」A 灯浮標係留索交換に係わる保守作業

項目	個所	点検・保守実施内容	作業区分			備考	
			通常	詳細	交換		
灯浮標保守点検	浮体	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形、塗装剥離及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業 	●	●		喫水下は除く	
	機器室	<ul style="list-style-type: none"> ・内部漏水の有無による水密性の目視確認 ・収納機器の汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守の実施 	●	●			
	灯浮標名	<ul style="list-style-type: none"> ・変色及び剥離等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業 	●	●			
	灯部	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラスカバー及び固定台座の汚損、破損、変形、内部結露及び腐食等の有無を目視確認 ・日光弁及び点滅器等の動作確認（日光弁を夜間状態にし、機器の動作を確認） ・清掃及び保守作業 	●	●			
	頭標	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業 	●	●			
搭載機器保守点検	観測機器等	喫水下	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・ケーブル及びコネクターの汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業（部品交換等を含む） 	●	●		手動ウィンチ及び電動キャブスタンにより、灯浮標甲板上に揚げる。

別紙-4 保守点検要領 (2)

項目	個所	点検・保守実施内容	作業区分			備考
			通常	詳細	交換	
搭載機器保守点検	観測機器等	喫水上	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・ケーブル及びコネクタの汚損、破損、変形及び腐食等の有無を目視確認 ・清掃及び保守作業（部品交換等を含む） ・手動ウィンチ及び電動キャプスタンの動作確認及び整備 	●	●	
		機器室	データロガー内にセットされている電子記録媒体（コンパクトフラッシュ）の交換	●	●	●
	電源及び灯火監視装置等	電源室	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛蓄電池、配線及び端子ネジ等に変形、損傷、劣化、腐食及び緩み等がないか確認 ・充電制御装置の正常稼働を確認 ・電源電圧の測定 ・清掃及び保守作業 		●	
		機器室	<ul style="list-style-type: none"> ・灯火監視装置の正常稼働を確認（疑似異常により、動作を確認） ・清掃及び保守作業 		●	
		灯部	<ul style="list-style-type: none"> ・灯質測定（灯質が規定値にあるかをストップウォッチ等にて測定） ・灯部ガラスケース内の清掃及び保守 		●	灯質：群閃黄光 20秒5閃光
	水温塩分計吊下げ索等	喫水下	<ul style="list-style-type: none"> ・水温塩分計吊下げ索に摩耗、損傷及び劣化等がないか確認 ・シャックル等の接続器具に摩耗、損傷、腐食及び劣化等がないか確認 ・シンカー及びチェーンに摩耗、損傷、腐食及び劣化等がないか確認 ・清掃及び保守作業 		●	A 灯浮標のみ

別紙-4 保守点検要領 (3)

項目	個所	点検・保守実施内容	作業区分			備考
			通常	詳細	交換	
保守点検用海水の採水	灯浮標直近	・灯浮標直近の海水試料を採取	●	●		水温・塩分計の精度確認に用いる
A 灯浮標係留索交換に係わる保守	A 灯浮標	<ul style="list-style-type: none"> ・観測機器等の取外し（灯浮標撤去工事） ・観測機器等の設置（灯浮標設置工事） ・クレーン吊上げ時の灯浮標各部養生 			●	

別紙-5 支給品及び貸与品一覧表

	品 目	数 量
支給品	<ul style="list-style-type: none"> ・結束バンド（インシュロック帯）及びステンレスホースバンド ・シリコングリス、潤滑油 ・洗剤及び洗浄用具（スポンジ等） ・キムタオル及びウェス ・ロープ及びビニールテープ類 ・乾電池類 ・燃料（ガソリン） ・その他 	財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する 財団が指定する
貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ・安全防具 （ヘルメット、ライフジャケット及び手袋等） ・工具類 ・採水用具 （バケツ、ポンプ付ホース及び採水容器等） ・小型有線式水温塩分計 ・観測機器清掃用具（スクレッパー等） ・A 灯浮標搭載水温塩分計昇降用機材 （携帯型発電機及び電源ケーブル等） ・灯浮標及び搭載機器に関する交換部品等 ・その他 	点検員の人数に対応 1 式 1 式 1 台 財団が指定する 1 式 財団が指定する